



学長室室員に技術系職員ゼロ！ なぜ？ 選出基準は？ 労働実態を精査し、それに見合 った諸手当や特別加算の充実を！

皆さんは、本年5月に学長室室員が発令されたことをご存じだろうか。

まず、その経緯を説明しよう。教員に関しては、平成24年4月19日開催の第28回企画運営戦略会議の席上で、古山学長から各学系長に、構成員から学長室室員を推薦するようという依頼があったという。本務と兼任で学長室に所属し、その職務内容は、大学法人運営における諸課題に対して企画・立案・調査・資料作成などの業務であるが、その職務が本務に差し支えないよう配慮するとされている。

4日後の4月23日に開催された役員連絡会において、学長室室員を「役職段階別加算に加える役職加算の取扱いについて（平成22年3月29日学長裁定）」第2第1項第5号に該当する者として取り扱い、手当を支給することが確認された、ということだが、この役員連絡会議には議事録がないので、私たちには確認できない。役員連絡会は役員間の情報交換や懇談会的な位置づけとして定期的に行われているが、何かを決定するという場ではない（議事録のない話し合いの場では何も決議できない？）ので、最終的な決定は決裁によって行われることになっており、今回は、6月期賞与の支給に係る決裁時に、学長決裁が下りて特別加算が支給された。なお、学長室室員への特別加算については、9月になって下記URLに公開された。

<http://www.kit.ac.jp/09/kinnbenn/H22kinben/yakushokukasan-tokubetu.pdf>

ところで、この学長室室員の件に関して、気になることがある。

まず、室員の構成である。学報を見れば分かることだが、その中に、**技術系職員が一人も含まれていない**。本学の職員構成比率を考えると、その人員構成に偏りがある感を否めない。古山学長は、なぜ技術系職員の推薦を要請されなかったのか。本学は、本学の将来構想に、技術系職員の方たちの意見は必要ないと考えたのか。見解をお伺いしたい。

もちろん選ばれた室員の方々には、本学の将来のために頑張ってくださいことを願うものだが、当の室員の方々から気になるご意見を伺った。曰く、

- 1) 室員就任の要請を受けたときに特別加算のことは聞いていない。そもそも、なぜ自分がその要請を受けたのか、選出過程も理由も聞かされていない。もし特別加算のことを聞いていたら、断っていたかもしれない。
- 2) 6月期賞与支給以前に、二回集まりがあったが、出席しただけで特別加算5%をいただくのには、釈然としないものを感じる。
- 3) 代理の出席を求められない会議である。6月期の賞与を受け取ったときに付帯してきた明細によって初めて手当てが支給されたことを知ったが、かえって怒りを覚えた。

また、部門長の中にも、室員推薦要請があった時、手当のことは聞いていなかったと、選出責任者として不快感を示す方がおられた。

なおこれらのご意見、ご感想には、組合員以外の方のものも含まれていることをお断りしておく。

兼務に対して手当を付けるというのは、使用者として当然なすべき措置であるが、これでは何のための特別加算なのか分からない。せつかくの法人の気遣いが、かえって室員の方々に心理的プレッシャーをかけるようなことがあるとすれば、室員に選ばれた方が、お気の毒であろう。

教職員の兼務・兼任に対して手当が支給されること自体は、望ましいことであるにも関わらず、なぜこのようなことになってしまったのだろうか。

その原因は、本学における、特別加算や各種手当てに関する支給基準の曖昧さにあるのではないだろうか。本来、兼務・兼任の業務命令（人事異動通知等）がなされる場合、その業務に対する労務負担率を明示し、手当や特別加算等が必要であれば、その基準を開示し、その基準の正当性を証明した上で、今回のような措置を講じるべきではないだろうか。そのような規則整備がなされていない組織では、今回のような措置が恣意的になされているのではないかという疑念が生じることも考えられ、そこで働く労働者の勤労意欲が減退しても、やむを得まい。本学は公金で運営されている。法人側には、早急の規則整備を要望したい。

その上で、学長室室員にとどまらず、本務以外の校務に関しても誠実に取り組んでいる本学教職員の方たちの労働実態を精査し、それに見合った、諸手当や特別加算の充実を、法人に強く要請するものである。

振り返ってみれば、役員連絡会において、学長室室員への特別加算が確認されたのは、おりしも、大学法人が、国家公務員給与削減の特例措置に準じ、本学教職員の給与をその役職に応じて約5%から10%、賞与にいたっては一律10%の減額措置を6月から強行しようとしていた頃である。その後の職員組合との交渉によって6月強行案を取り下げざるを得なくなり、法人側は学内での支出見直しを余儀なくされた。そんな最中の6月期賞与に係る決裁において、古山学長の判断による学長決裁で、学長室室員に対する特別加算が支給されることになった。すなわち、**学長のイニシアチブによって、教職員の兼務にあたる職務に、相応の手当てが支給できる**ということ、法人が鮮明に示したことになる。

この意義は小さくない。